土地改良区及び土地改良区連合における男女共同参画の推進について

男女共同参画は、昭和 60 年の男女雇用機会均等法を始まりに、平成 11 年には男女共同参画社会基本法が制定、平成 12 年からは男女共同参画基本計画により様々な取組や目標が定められ、社会全体に女性の皆様の活躍が広がっており、あらゆる分野で男女共同参画の推進が求められ、取組が進められているところです。

このような中、土地改良区等における男女共同参画の推進は、農村地域における高齢化の進展や人口減が顕著となる中、多様な人材が活躍できる機会を創設し、その能力が適切に発揮されることによる土地改良区等の適正な事業・組織運営の確保と、農村の活性化に資する極めて重要な取組であり、早急な対応が望まれます。

このため、令和２年 12 月には第５次男女共同参画基本計画において具体的な数値目標が掲げられ、令和３年３月には「新たな土地改良長期計画」においても当該目標の達成に向けた取組を積極的に進めていくことが盛り込まれたところです。

第５次男女共同参画基本計画の成果目標と現状

成果目標	目標値	全国の現状	北海道の現状
女性理事が登用されていない組織数	0 （2025 年度）	4,060 ／ 4,276 （2021 年度）	73 ／ 75 （R5.4.1）
土地改良区等の理事に占める女性の割合	10 % （2025 年度）	0.6 % （2021 年度）	0.3 % （R5.4.1）

女性理事登用に係る相談窓口の設置について

上記目標のとおり、地域において男女共同参画を推進していく中で、北海道内の土地改良区等において、員外理事制度を活用するなど女性理事登用促進が図られるよう、次のとおり相談窓口を設置しました（設置日：令和４年７月 21 日）。

相 談 窓 口

北海道農政部農村振興局農業施設管理課土地改良団体係
電話 011-231-4111（内線 27-291・27-286）
総合振興局産業振興部調整課・振興局産業振興部農村振興課指導企画係
電話番号は、前ページ「各総合振興局・振興局別担当窓口一覧」を参照願います。

相 談 の 流 れ

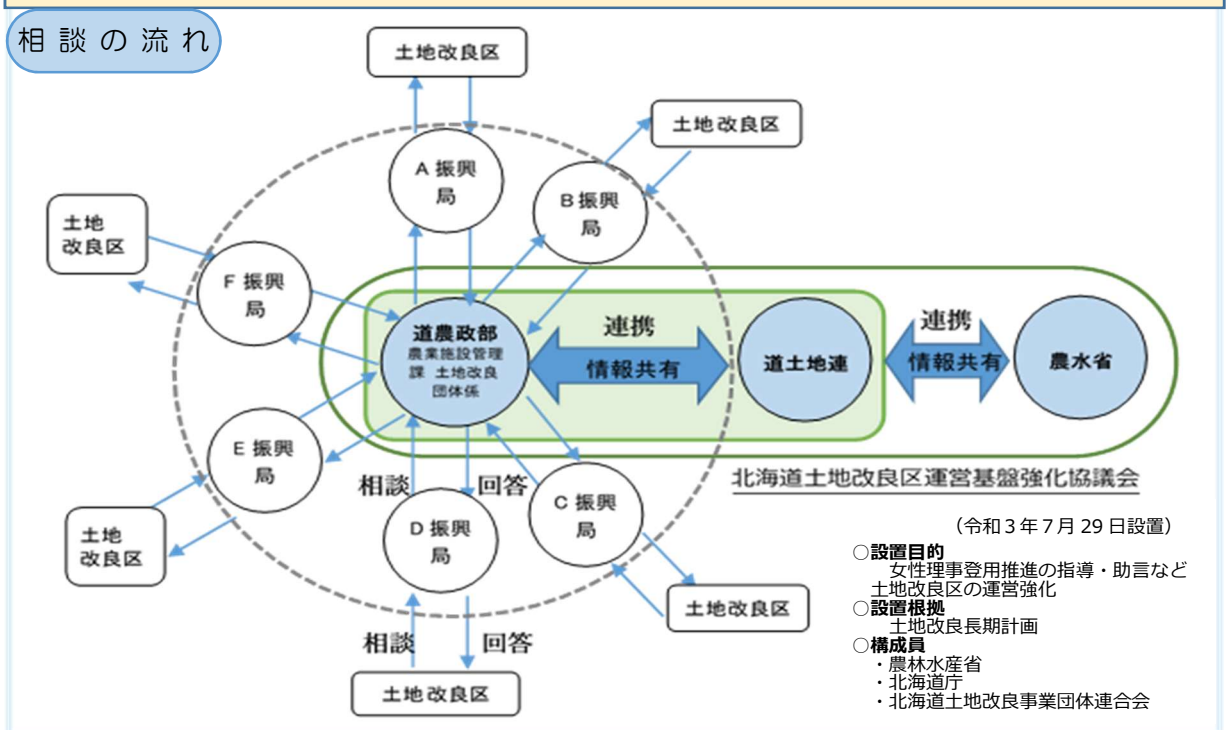

《土地改良団体における男女共同参画に関する農林水産省のＨＰ》
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/dantaisidou_riyouchousei.html
（土地改良団体における男女共同参画の手引き、男女共同参画事例、女性理事登用状況等を掲載）

総合振興局・振興局別担当窓口一覧

令和５年（2023年）４月１日現在

総合振興局 振　興　局 名	部　課　係　名	問い合わせ先 （上段：電話番号 下段：ＦＡＸ番号）
空　　知	産業振興部調整課指導企画係	0126 － 20 － 0087 0126 － 25 － 6528
石　　狩	産業振興部調整課指導企画係	011 － 204 － 5851 011 － 232 － 1106
後　　志	産業振興部農村振興課指導企画係	0136 － 23 － 1892 0136 － 22 － 5812
胆　　振	産業振興部農村振興課指導企画係	0143 － 24 － 9818 0143 － 23 － 6269
日　　高	産業振興部農村振興課指導企画係	0146 － 22 － 9354 0146 － 22 － 7299
渡　　島	産業振興部農村振興課指導企画係	0138 － 47 － 9502 0138 － 47 － 9213
檜　　山	産業振興部農村振興課指導企画係	0139 － 52 － 6602 0139 － 52 － 4289
上　　川	産業振興部調整課指導企画係	0166 － 46 － 5967 0166 － 46 － 5214
留　　萌	産業振興部農村振興課指導企画係	0164 － 42 － 8496 0164 － 43 － 4000
オホーツク	産業振興部調整課指導企画係	0152 － 41 － 0671 0152 － 44 － 6394
十　　勝	産業振興部調整課指導企画係	0155 － 26 － 9066 0155 － 23 － 5528